

<資料1>

石川県同和教育研究協議会（石川県同教）結成に向けて

同和教育は部落差別をはじめ一切の差別を許さないための教育として取り組まれてきました。

そして1965年には政府の同和対策審議会が、「同対審答申」を明らかにしました。そこでは、「いうまでもなく同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」と述べ、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とした、部落問題の性格とその解決への決意を明確にしています。そして「(部落)問題の存在は、主観を超えた客観的事実に基づくものである」として、『寝た子をおこすな』式の考えで、同和問題をこのまま放置しておけば、社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない」と述べ、国民に対して、部落差別を許さない自覚と連帯を培う学習と行動を訴えています。

学校や行政、自治体、企業、宗教界などにおいて同和教育や啓発活動が取り組まれ、部落問題の解決をはかるための教育課題について多様な取り組みが行なわれているところですが、いまだ全国的な課題になっているとはいえません。全国各地で差別事件が後をたたないことなど、今日なお厳しい現実があります。

差別は社会的な問題であり、差別を受ける立場（被差別）の人びとが存在することは、同時に差別を行う側の人びとが存在することを意味します。

ところで、多くの人びとにとって、部落差別の問題は自分とは関わりのない問題であると考えられがちです。

しかしながら、差別意識も無く、差別したこともないと思っているにしてもそれを理由に「部落差別の問題は自分とは関わりが無い」として無関心でいることは差別を許してしまう立場に立つことになります。

同和教育は差別に対する科学的な認識と、人権についての確かな感性を培うことから、「差別を許さないとする立場」にお互いが立つことをめざしています。

部落差別をはじめ一切の差別を許さない人間連帯の実現をめざす同和教育が、今日まで積み上げてきた事実と実践の成果を共有し発展させることは、すべての人びとに求められている課題であります。石川県における同和教育の取り組みは、そのたち遅れを認めません。

1975年に行われた総理府の「基本調査」では、それまで「存在する」とされてい「同和対象地区」（被差別部落）が、その報告では「ゼロ」とされています。「対象地区」の人びともろとも消滅してしまうことなどあるはずもないことです。

ここに、少数者の問題であると放置され、タブーとして人びとの胸にしまいこまれてきた石川県における「部落問題」をみることができます。

そして、さらに考えなければならないことは、そうした「対象地区」の存在をまったく知らない人びとのなかにも、部落にたいする差別意識が時として浮上り社会的な問題となって表出することがあるのです。

そうした例をあげますと、一部新聞による差別記事、企業による差別図書（部落地名総鑑）の購入、教育関係者の差別発言、公立図書館の差別図書の閲覧などがあります。これらは、県内に「対象地区がない」としても、それでも「部落問題」はあるという証といえましょう。

こうした事象が表出したことで、石川県においても、同和教育や啓発活動の必要性が改めて問われることになりました。このたび私たちは、石川県において同和教育の研究実践の一層の深化・発展をはかるために、「石川県同和教育研究協議会」を結成することを決意しました。

私たちは同和教育によって、部落差別をはじめ一切の差別を許さず、平和・人権・民主主義を担う人間連帯の形成をめざしたいと考えます。

私たちは、あくまでも差別の問題を被差別の側に立ってとらえ、部落差別をはじめ、民族差別や障害児（者）差別など一切の差別を許さず、人間の尊厳と人権確立を求める教育の創造を推進していくことをめざします。

全国的には、全国同和教育研究協議会(全同教)が37年の歴史をもち、28の都府県の加盟によって同和教育の研究実践を積み上げていますが、それらとも繋がり、石川県における同和教育の進展を期そうと考えます。

以上の趣旨で「石川県同和教育研究協議会」を7月中旬の結成に向けてご協力を切に要望いたします。

1991年5月10日

石川県同和教育研究協議会

結成準備会代表 八木 正（金沢大学教授）